



諮問庁：外務大臣

諮問日：平成18年10月6日（平成18年（行情）諮問第328号）

答申日：平成20年1月22日（平成18年度（行情）答申第371号）

事件名：第1回日米合同委員会議事録の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「第1回日米合同委員会議事録」（以下「本件対象文書」という。）につき、そのすべてを不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成17年12月15日付け情報公開第02747号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「本件決定」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

本件決定は、本件対象文書に「日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意」（平成15年度（行情）答申第709号。以下「先例答申」という。）された事実が記述されていることを認めている。

したがって、そうした事実が記述されている部分について開示することは、最低限問題ないと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和35年発効。以下「日米地位協定」という。）の実施に関して日米間で協議する日米合同委員会議事録の一部を構成している文書である。

2 不開示部分について

日米合同委員会では、その内容が公表されないことを前提に、日米地位協定の実施に関し協議を必要とするすべての事項について忌たんのない協議や意見交換を行っている。かかる協議によって、在日米軍施設・区域を

めぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっており、かかる協議は、在日米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を確保する上で極めて重要な要素となっている。

また、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題は、その性質上、日米両国の国家全体としての利害のみならず、在日米軍施設・区域が所在する地域社会の利害、日本国内の諸勢力の利害など様々な利害が複雑に絡み合っていると、公表を前提とした協議ではこのような複雑な利害関係の調整を図ることは極めて困難である。

かかる事情から、日米合同委員会の意見交換や協議の内容（及びそれが記録された文書）については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されており、仮に本件対象文書が開示されることとなれば、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあり、ひいては米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがある。

以上のように、本件対象文書は、公表を前提としない協議の記録の一部を成すものであり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したため、不開示決定を行ったものである（法5条3号）。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意」された事実が記述されている部分について開示することは、最低限問題ないとして、本件決定の取消しを求めている。

しかしながら、本件決定は、上記2の説明のとおり、法5条3号に基づく決定によるものであり、妥当である。

4 結論

上記の論拠に基づき、本件決定を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成18年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成19年2月9日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年8月3日 委員の交替に伴う所要の手續の実施及び審議
- ⑤ 同月28日 諮問庁の職員（外務省北米局日米地位協定室長ほか）からの口頭説明の聴取

⑥ 同年12月14日 審議

⑦ 平成20年1月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

異議申立人は、先例答申において、「日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された」事実があると説示されていることを踏まえ、当該事実が記録された文書の開示を求めたものであり、これに対して、処分庁は本件対象文書として「第1回日米合同委員会議事録」を特定し、そのすべてを不開示とする本件決定を行った。

諮問庁は、本件対象文書はそのすべてが法5条3号に該当するとして、全部不開示とした本件決定は妥当である旨説明することから、以下において不開示情報該当性について検討する。

2 日米合同委員会について

日米合同委員会は、日米地位協定25条1に基づき、当該協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と米国政府との間の協議機関として設置されているものであり、諮問庁の説明によれば我が国の安全保障上及び米軍の我が国における駐留のための極めて重要な意見交換の場として位置付けられているものと認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において見分したところ、本件対象文書は、日米両国政府に属する英語で作成された第1回日米合同委員会の公式議事録であり、その取扱いについては、日米双方の合意なしに公表されない旨明記されていることが認められる。

(2) 諮問庁は、口頭説明において、日米両政府は、日米合同委員会における協議や意見交換の内容及びそれらが記録された文書は日米双方の合意なしには公表されないものであり、仮に協議や意見交換及びその結果としての合意の内容を公表する必要があると思料する場合には、その都度、案件ごとに公表の在り方につき日米双方が合意した上で公表しているが、その場合でも、原則として議事録の概要を記した別途の文書をもって公表することとしており、英文で記録された議事録そのものは公表していない旨説明する。

当審査会において、諮問庁より提示を受けた日米合同委員会の議事録や合意の内容についての公表文書を確認したところ、第251回日米合同委員会の議事録を除き、従来より、実際にそのように運用されていることが認められる。

なお、諮問庁の説明によれば、その相当部分が開示された第251回

日米合同委員会の議事録は、昭和47年5月15日の沖縄の本土復帰に際し、米国側に提供された施設・区域に関するものであるが、日米双方が高度の外交的判断の下に当該議事録に関し公表することに合意した部分について公表されたものであるとのことである。

- (3) また、諮問庁は、日米合同委員会においては、上記の合意にのっとり、協議の内容が公表されないことを前提に、日米地位協定の実施に関し協議を必要とするすべての事項について忌たんのない協議や意見交換を行っており、かかる協議によって、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっているところ、かかる協議は、在日米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を確保する上で極めて重要な要素となっているため、本件対象文書を開示すれば、米国との信頼関係が損なわれ、今後の日米合同委員会における忌たんのない意見交換や協議が困難になるおそれがあり、法5条3号の不開示情報に該当する旨説明する。

本件対象文書を見分したところ、当該文書には、日米地位協定の実施に関して日米相互間の協議を必要とする様々な機微な事項についての率直な意見交換や協議の具体的な内容が英文で記載されていると認められ、その記載内容はいずれも日米地位協定の円滑な実施に係る事項であり、その情報管理を誤れば日米双方の相互不信を招きかねないものであると言える。

このような性格を有する日米合同委員会における意見交換や協議の内容に係る文書については、日米双方の合意がない限り公表できない旨合意されているにもかかわらず、これに反して本件対象文書の内容を公にした場合、米国との信頼関係が損なわれ、交渉上不利益を被るおそれがあり、また、その他の国々との関係においても同様のおそれがあることに加え、我が国の安全保障の根幹を成す日米安全保障体制の運用についての誤解や憶測を招くおそれがあることも否定できないところ、日米安全保障体制は、我が国の安全保障において極めて重要な意義を有するものであることは言うまでもなく、その実際の運用においては、様々な困難な問題が伴うものであり、我が国に駐留する米軍にもかかわる極めて機微な事項にわたる同体制の運用についての誤解等が生じた場合、それが同体制の円滑な運用を妨げ、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあることも否定できないものと認められる。

したがって、上記のような性格を有する本件対象文書を、日米双方の合意なしには公表されないという合意に反して公にした場合、日米間の忌たんのない意見交換や協議を困難にし、日米地位協定の円滑な実施を

阻害するおそれがあり、さらには米国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は、首肯することができる。

- (4) これらのことから、日米双方の合意がない限り公表されないとの合意の下に記録された日米合同委員会の公式議事録である本件対象文書は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、本件対象文書は、上記認定に照らすとき、英文による文書の件名や非公表に係る明示的合意部分を含め、全体として同号に該当することから、部分開示はできないと認められる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、そのすべてを法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同条3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 寶金敏明, 委員 秋田瑞枝, 委員 橋本博之